

平成29年7月28日
府国保運営協議会 参考資料2
(論点2関係)

納付金・標準保険料率算定(イメージ)

【〇〇県】

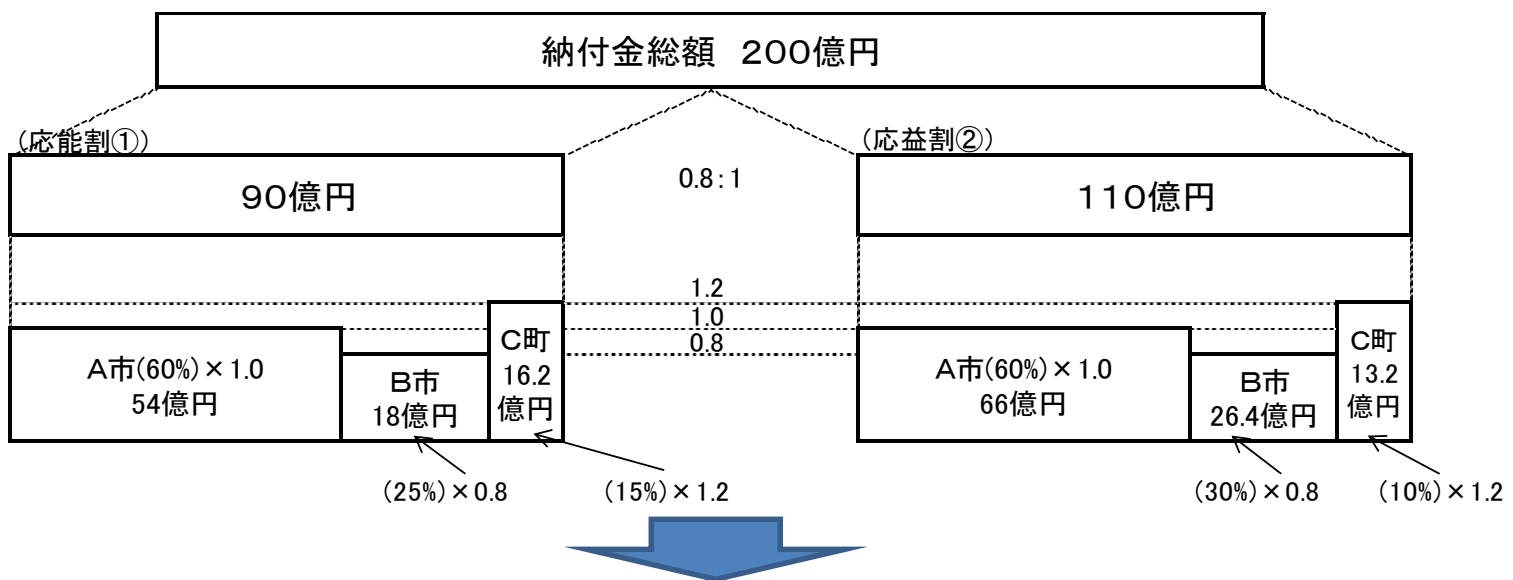
<費用>	<収入>
保険給付費等 500億円	公費等 300億円
	保険料 (=納付金) 200億円

		算定要素				医療費水準
		応能割①	応益割②			
		所得総額(シェア)	被保険数(シェア)	世帯数(シェア)		
〇〇県	A市	480億円(60%)	120,000人(60%)	60,000世帯(60%)	(※)60%	1.0
	B市	200億円(25%)	60,000人(30%)	30,000世帯(30%)	30%	0.8
	C町	120億円(15%)	20,000人(10%)	10,000世帯(10%)	10%	1.2
計		800億円(100%)	200,000人(100%)	100,000世帯(100%)	100%	

※60%×0.7+60%×0.3

<納付金>

- ・納付金の算定において、 α で医療費水準の反映、 β で応能割のシェアを調整
($\alpha=1$ は全て反映、0は全く反映させない。 β は都道府県の所得水準に応じて設定することが原則)
- ・所得水準 0.8(= β) → 応能割と応益割の按分は0.8:1 → 応能割90億円 応益割110億円
- ・応益割を按分するシェアは、各市町村の被保険者数シェアの7割と世帯数シェアの3割の合計で算出
- ・①90億円、②110億円を、3市町村のそれぞれのシェアに按分、最後に医療費水準を反映($\alpha=1$)



各市町村の納付金総額

A市	120億円
B市	45億円
C町	29億円
計	194億円

※計200億円になるよう調整
(200/194=1.03を各々乗じる)

<標準保険料率>

- A市の算出例(3方式):納付金120億円
- 応能割のシェアは $\beta' = 1$ を使用→ 応能割と応益割の按分は1:1→ 応能割60億円 応益割60億円
- 応益割の按分は、被保険者数(均等割)7:世帯数(平等割)3→ 均等割42億円 平等割18億円
(B市及びC町の算出についても、上記と同様)

